



七公営第169号
令和3年10月15日

七飯町公営企業経営審議会長 様

七飯町公営企業管理者
七飯町長 中 宮 安



水道事業及び下水道事業の経営全般に関することについて（諮問）

このことについて、七飯町公営企業の設置等に関する条例（昭和51年条例第8号）第6条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

水道事業及び下水道事業の収支改善と施設更新の方向性について

2 諮問の趣旨

令和2年度より七飯町下水道事業に地方公営企業法が全部適用されたことにより、七飯町公営企業（水道事業及び下水道事業）に係る経営全般について、財務情報等の適切な把握が可能となりました。

今後は、これらの財務情報等にもとづき、経営課題の洗い出しはもとより水道料金・下水道使用料の適切な設定と老朽化施設の更新や設備等の見直しの推進と収支均衡を図るため、より一層の効率的な経営を図ることが求められております。

これらの経営課題等について、住民目線、利用者目線、経営者目線及び専門家目線等を通じ今後の七飯町の公営企業の経営に対し、多角的な視点から貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

以上